

福岡市こども総合相談センター（福岡市児童相談所）研修実施方針

1 策定の趣旨

福岡市児童相談所人材育成基本方針に基づく研修の実施について、研修体制等を定めるもの。

2 研修体制

（1）研修体系

所内研修は、以下の①～③に基づき実施するもの。

① 多職種合同研修（基礎）

児童相談所職員共通の知識やスキルを獲得し、共通の基盤を作り、多職種連携の素地を作るもの。

ア 新任転入職員研修

イ 各種事業の周知研修

ウ 専門基礎研修（例：不祥事防止研修、RIFCR™研修、LSW研修基礎編等）

② 職種ごとの専門研修

児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等それぞれの専門性の獲得、向上のために行うもの。なお、職種ごとの研修については、別途人材育成方針等に定める。

ア 児童福祉司研修（児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修等）

イ 児童心理司研修（心理職全体研修、新任児童心理司研修等）

ウ 一時保護所職員研修

エ その他職員研修（電話相談員研修等）

③ 多職種合同研修（応用）

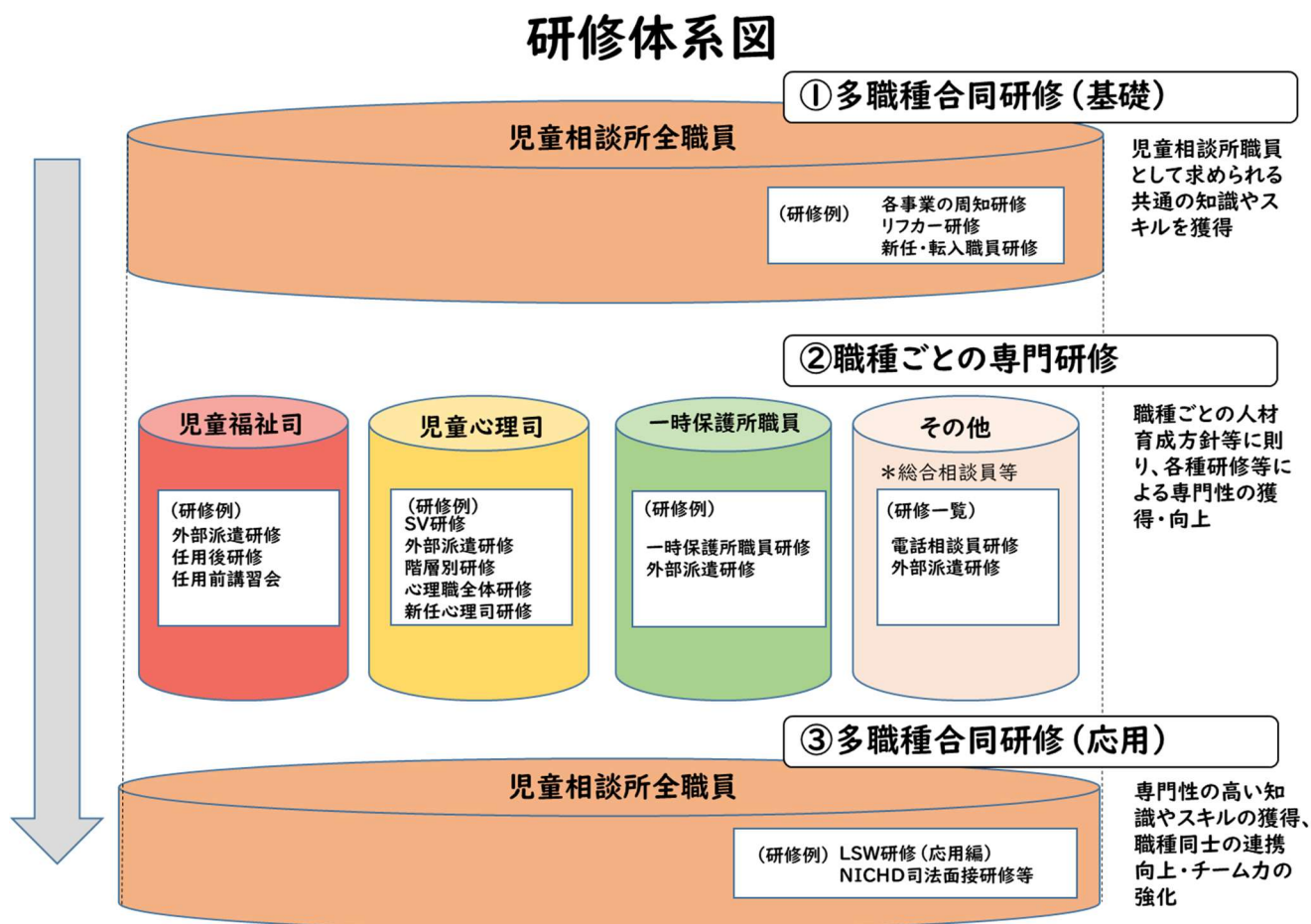
児童相談所職員共通のより専門性の高い知識やスキルの獲得、多職種同士の連携向上、チーム力の強化のために行うもの。

ア 専門応用研修（例：LSW研修応用編、NICHD司法面接研修等）

その他、より専門性の高い知識やスキルを獲得する等を目的に、所外で開催される研修に職員を派遣する（西日本こども研修センターや他機関が主催する研修）。

なお、所内研修は内容等に応じて、区役所子育て支援課等所外の職員の参加を認める。

< 研修体系図 (イメージ) >



(2) 研修の全体調整 (職種ごとの専門研修は除く。)

年間研修計画表の作成は、こども相談企画課企画推進係 (以下、「企画推進係」という。) が行う。

毎年度、年度末までに次年度の年間研修計画表 (案) を企画推進係が作成し、所内管理職で構成される会議 (以下、「所内会議」という。) の承認を得た上で、所内に周知する。

企画推進係以外の職員が研修の企画や実施を希望する場合は、研修目的、実施方法、対象者、実施を含む研修概要を企画推進係に事前に提案する。企画推進係はその提案内容が人材育成方針に沿った内容であることを確認及び検討の上、所内会議に諮り、実施する場合は年間研修計画表に反映し、実施状況の確認を行う。

(3) 研修の実施体制

企画推進係は、(2) のほか以下の業務を行う。

- ① 研修予算に関すること
- ② 多職種合同研修の企画、実施

- ③ 法定研修の実施及び受講状況の管理
 - ④ 研修欠席者へのフォロー（企画推進係が主催した研修に関する資料や動画の提供、実施記録の供覧など）
 - ⑤ 研修情報の周知（自己啓発の勧奨含む）
- 上記以外の研修の企画、実施については、各研修所管課が行う。

（４）研修参加にあたっての留意事項

所属長および職員が留意すべき事項は以下のとおり。

- ① 所属長は、職員に業務内容や経験年数、受講歴等に応じて必要な研修を受講させること。また、職員の研修参加に際しては十分配慮に努めること。
- ② 職員は、所属長の指示に加え、自らの到達すべき目標を理解し、その研修に参加する目的を自覚した上で研修を受講し、必要な知識やスキルの獲得に努めること。
- ③ 職員は、研修受講後、研修参加報告を行うなど、所属に還元すること。（各所属長はその機会を設けること。）

3 人材育成の推進体制

- （１）所属長は、OJT の推進や職員の各種研修の参加の奨励等を通じ、各職員の能力開発の積極的な支援に努める。
- （２）企画推進係は、職員の意見、相談援助業務の状況やその課題を踏まえて、新たな研修や OJT の取組み等について企画、実施する。

附則 この方針は、令和５年１２月１日から施行する。